

熊本県公報

号外 第 1 7 号
平成 28 年 3 月 10 日 (木)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県知事選挙における選挙運動費用の支出額の制限額・・・ (選挙管理委員会) 1
- 熊本県知事選挙における直接請求の連署基準数 (選挙時) ・ (") 1
- 熊本県知事選挙における直接請求の連署基準数 (選挙時) ・ (") 1
- 熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程…………… (") 2

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第 2 9 号

公職選挙法 (昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号) 第 1 9 4 条の規定により、平成 2 8 年 3 月 2 7 日執行の熊本県知事選挙における選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

平成 2 8 年 3 月 1 0 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

3 4 , 4 8 7 , 5 0 0 円

熊本県選挙管理委員会告示第 3 0 号

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 7 4 条第 5 項及び第 7 5 条第 5 項の規定に基づくその総数の 5 0 分の 1 の数並びに同法第 7 6 条第 4 項、第 8 1 条第 2 項及び第 8 6 条第 4 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数が 8 0 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成 2 8 年 3 月 1 0 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

その総数の 5 0 分の 1 2 9 , 3 9 3
その総数が 8 0 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 2 8 3 , 7 0 4

熊本県選挙管理委員会告示第 3 1 号

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 8 0 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数及びその総数が 4 0 万を超え 8 0 万以下の場合にあつてはその 4 0 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成 2 8 年 3 月 1 0 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

その総数の 3 分の 1 の数

選挙区名	
熊本市第二選挙区	5 9 , 3 9 5
八代市・八代郡選挙区	3 9 , 0 4 6
人吉市選挙区	9 , 2 8 2
荒尾市選挙区	1 4 , 8 6 7
水俣市選挙区	7 , 2 2 3
玉名市選挙区	1 8 , 5 4 0
天草市・天草郡選挙区	2 6 , 0 2 8
山鹿市選挙区	1 5 , 0 0 8
菊池市選挙区	1 3 , 6 3 8
宇土市選挙区	1 0 , 1 9 9
上天草市選挙区	8 , 2 1 8

宇城市・下益城郡選挙区	19,785
阿蘇市選挙区	7,644
合志市選挙区	15,302
玉名郡選挙区	11,938
菊池郡選挙区	19,093
阿蘇郡選挙区	10,853
上益城郡選挙区	24,310
葦北郡選挙区	6,635
球磨郡選挙区	15,661
その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
選挙区名	
熊本市第一選挙区	135,277

熊本県選挙管理委員会告示第32号

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程を定める。

平成28年3月10日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程
熊本県公職選挙執行規程（平成12年熊本県選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第94条中「5」を「6」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。